

一般社団法人岡山県バスケットボール協会
平成 28 年度 第 2 回理事会議事録

日 時：平成 28 年 6 月 4 日（土）16：00～17：00

場 所：岡山ロイヤルホテル

出 席：＜理事＞

奥山会長、松本副会長、穂山専務理事、佐々木・竹井・安藤・伊崎・鬼丸・菅・岸本・佐藤・玉城・西原・前花・山本の各理事

＜監事＞

寺井監事

欠 席：辻・川中・荒木・田中の各理事、尾上監事

議 題：（1）役員組織について

1. 定足数の報告

定刻における出席者の報告があり、定款第 30 条に基づき、理事総数（19 名）の過半数の出席（出席：15 名）を満たすため、会議成立が宣せられた。

2. 議長選出

定款第 26 条第 3 項に基づき、会長が議長を務めることとなった。

3. 役員組織について（穂山専務理事）

組織運営図案について（資料参照）

定款 27 条（5）参考。資料の通り、計 21 名で理事会構成。

審議の結果、可決された。

4. その他

（井上事務局員）顧問と参与について構成メンバーについて。社員総会への案内状は必要か。

（穂山専務理事）基本規定 23 条参照。

社員総会、理事会への案内は不要。

ただし、県総合や W リーグ等の大会などの案内については今後検討。

（鬼丸・岸本理事）組織図の社員も個人の名前を入れた方が良い。

（穂山専務理事）データが全てそろい次第、名簿資料を作成し各理事に送付する予定。

（佐々木常務理事）代理出席について確認したい。

（穂山専務理事）個人社員の学識の 3 人については委任が必要。

（佐々木常務理事）その 3 人以外は、連盟・委員会が社員となっているので、その連盟・委員会の中の者が出席すれば良いのではないか。連絡等は入会届にある代表者にする。もちろん、基本的には代表者が出席すべきだが、仕事の都合等でやむを得ない場合もある。その連盟・委員会で誰も出席できないときは、他の社員に委任。

（穂山専務理事）定款第 2 章会員の第 5 条からも、その解釈でいきたい。

（佐々木常務理事）倫理委員会について確認を。

（穂山専務理事）今まで通りでよい。競技中の諸問題については、競技・審判・本部で判断・対応・指導し必要があれば、理事会に報告、そして倫理委員会にかける。

規律委員会とも連携を図る。

5. 報告事項

(1) 28年度予算案について（穂山専務理事）

資料参照。JBA 組織基盤強化費及び JBA 都道府県協会振興費並びに審判育成・普及事業交付金の交付基準要項参照。

(2) 事業計画について（松本副会長）

全日本社会人大会について。資料参照。7月上旬に JBA より視察予定。

(3) その他

(穂山専務理事) 県総合について。来年度から今年度までの県総合の決勝が、全日本の1回戦。2回戦は、中・四国・九州で。

(竹井常務理事) 県総合の日時、場所について。学生のインカレ予選の都合で、10月22・23日に。体育館が日生しか空いていない。中学生・ミニの試合は難しい。いろいろ課題はあるが、仕方ない。

(松本副会長) 役員の任期は2年。しかし、各連盟では今は任期1年目。1年ズレている。どこかで合わせていく必要がある。今後検討。

次回理事会について（穂山専務理事）

7月6日水曜日。場所は興陽高校の予定。決まり次第、案内・連絡。

以上